一般社団法人 岩手イーハトーブ水泳協会 大会運営規定

第1章 総則

第1条(目的)

本規定は、一般社団法人岩手イーハトーブ水泳協会(以下「本協会」という)が主催する水泳大会の円滑な運営と、公正な競技環境の提供を目的とする。

第2条(適用範囲)

本規定は、本協会が主催するすべての水泳大会に適用する。

第3条(大会運営責任者)

大会運営の責任者は、本協会が任命する者(以下「大会責任者」という)とする。大会責任者は、大会の総括責任を負い、本 規定に基づいて運営を指揮する。

第2章 大会の計画と実施

第4条(大会の計画)

大会は、本協会の年間計画に基づき計画する。

開催日、会場、参加資格、競技種目、スケジュール等は、理事会で決定する。

第5条(大会運営スタッフ)

大会運営スタッフには、以下の役職を設ける。

大会責任者、競技委員長、競技進行、審判長、出発合図員、招集員、折返観察員、泳法審判員、計時員、

記録員、通告員、機械操作、賞典、緊急対応スタッフ(救護、ライフガード)、大会総務等

上記、運営スタッフは、大会前に必要な研修および打ち合わせを受けるものとする。

第6条(競技役員の任命)

競技役員は、岩手県内外問わず本協会が定める基準に基づき任命する。

- (1) 資格要件:日本水泳連盟競泳競技公認審判員および公認競技役員(C級審判員以上)。
- (2) 経験年数:過去に3回以上の公式大会で競技役員を務めた経験があること。
- (3) 審判員資格を有しない場合でも、大会責任者が認めた場合はこの限りではない。

第7条(競技役員の受入れおよび任命の制限)

本協会は、以下のいずれかに該当する場合、競技役員の受入れを制限し、または任命を断ることができる。

- (1) 健康状態により業務を遂行できない場合。
- (2) 大会運営中に、選手または他の役員とトラブルを起こした経歴がある場合。
- (3) 大会運営規則に従わず、大会進行を著しく妨げた行為が確認された場合。
- (4) 会場での無断遅刻や欠勤が繰り返されるなど、業務遂行に対する責任を欠く行為が確認された場合。
- (5) 他のスタッフや参加者への不適切な言動が確認された場合。
- (6) その他、本協会の規定、倫理規定、または社会通念に照らして不適切と認められる行為があった場合。

第3章 大会の運営

第8条(参加資格)

大会への参加資格は、一般社団法人日本マスターズ水泳協会が定めるチーム登録、選手登録が完了した者とする。

第9条(競技ルール)

- (1) 競技は、一般社団法人日本マスターズ水泳協会の規則に則り実施する。
- (2) 特別ルールを設ける場合は、事前に参加者に周知するものとする。

第10条(安全管理)

- (1) 会場には医療スタッフおよび緊急対応設備を配置する。
- (2) 参加者およびスタッフは、緊急連絡先を事前に登録するものとする。

第11条(競技結果の記録および公表)

- (1) 競技結果は速やかに集計し、公式記録として公表する。
- (2) 記録に異議がある場合は、大会要項に従い異議申し立てを行うものとする。

第4章 参加者および観客の遵守事項

第12条(参加者の遵守事項)

参加者は、大会規則および運営スタッフの指示に従わなければならない。

競技開始前に、チーム責任者が健康状態を確認し、体調不良の場合は参加を辞退するものとする。

第13条(観客の遵守事項)

観客は、大会運営を妨げる行為を行ってはならない。

会場内は、大会要項に記載されている施設利用等を遵守すること。

第5章 経費および旅費

第14条(大会運営経費)

大会運営経費は、参加費、協賛金および本協会の予算から賄うものとする。 大会終了後に収支報告書を作成し、理事会で報告する。

第15条(旅費の支給)

競技役員および運営スタッフには、旅費規程に基づき旅費を支給する。

旅費の内訳は、交通費、宿泊費、日当とする。

また、共催協力団体である岩手県水泳連盟に登録された役員が本協会主催・主管する大会に協力した場合は、旅費規程に基づき交通費を支給し、本協会が指定する宿泊施設の費用を負担する。

ただし、県外からの協力役員には旅費および宿泊費を支給せず、謝礼金のみを支払う。

第6章 雜則

第16条(規定の改定)

本規定は、理事会の決議により改定することができる。

第17条(付則)

本規定は、2025年2月1日から施行する。

ハラスメント防止規程

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 岩手イーハトーブ水泳協会(以下「当協会」という)の活動におけるハラスメント(セクハラ・パワハラなど)による被害・加害を防止するために当協会会員及び役員等協力者(以下「スタッフ等」という)が遵守すべき事項や防止するための措置等を定めたものであり、活動しやすい環境を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本規程において、「セクハラ」とは、活動の場における性的な言動に対する他のスタッフ等の対応等により当該スタッフの活動に関して不利益を与えること又は性的な言動により他のスタッフの活動環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。
- 2. 「パワハラ」とは、活動の場における地位や人間関係などの活動の場の優位性を背景とした言動であって、活動上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、活動環境を害することをいう。なお、客観的にみて、活動上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示や指導については、パワハラには該当しない。
- 3. 前各項のいずれも、職権を背景にしないハラスメント行為も含むものとし、これらに準ずるものであって活動環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような一切の行為をこの規程におけるハラスメントとする。(その他のハラスメント行為)
- 第3条 その他のマタハラ・カスハラ・モラハラ・フキハラなどの種々のハラスメント行為についても、加害・被害に関わらず本規程により対応する。

第2章 禁止行為

(セクハラ行為の禁止)

- 第4条 スタッフ等は、次に掲げるようなセクハラ行為を行ってはならない。
 - (1)性的な冗談や性的な噂をすること。
 - (2) 活動におけるスタッフ等の服装、身体または外見に関して性的な質問・批評をすること。
 - (3) 相手が固辞しているのに、しつこくデート等に誘うこと。
 - (4) 性的な写真や漫画などを見せること。
 - (5) ヌード・ポスター等を掲示すること。
 - (6) 何回もじっと見つめること。
 - (7) スタッフ等をつけ回すこと。
 - (8) スタッフ等に対して性的な関係を要求すること。
 - (9) スタッフ等の衣服または身体をむやみに触ること。
 - (10) 頼まれてもいないのに首や肩のマッサージ等をすること。
 - (11) 性的な言動により、他のスタッフ等の活動意欲を低下させ、能力の発揮を阻害する行為
 - (12) 性的な言動への抗議又は拒否的な言動を行ったスタッフ等に対して、活動上の不利益を与える行為
 - (13) その他前各号に準ずる行為をすること。

(パワハラ行為の禁止)

第5条 スタッフ等は、次に掲げるようなパワハラ行為を行ってはならない。

- (1) 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃を行うこと
- (2) 机を叩いたり、書類を投げつけたりするなどして相手を脅すこと。
- (3) 他のスタッフ等がいる前で、一方的に恫喝すること。
- (4) 他のスタッフ等からの相談などを恣意的に拒絶したり、無視したりすること。
- (5) 人格や尊厳を否定するような発言を繰り返すこと。
- (6) 活動上必要な情報や助言などを与えないこと。
- (7) その他前各号に準ずる行為をすること。

第3章 相談・苦情の取扱い

(相談窓口の設置)

第6条 当協会は、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するために相談窓口を設ける。相談窓口は、監事とする。 なお、相談の中立性を担保することが必要であるなどの場合は、弁護士など専門機関の指導を得ながら対応する。 2. 相談窓口は、次の活動を担当するものとする。

- (1) ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けること。
- (2) 相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること。
- (3) 相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること。
- (4) その他、ハラスメント防止に関連する事項の処理を行うこと。
- (5) 必要に応じて専門の機関に紹介し、解決に向けた対応を行うこと。

(相談・苦情の申出)

第7条 ハラスメントを受けたスタッフ等またはハラスメントを目撃したスタッフ等は、相談窓口に対してハラスメントに関する相談・苦情の申出を行うことができる。

2. ハラスメントに関する相談・苦情の申出は、現実に発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができる。

(申出の方法)

第8条 前条に定める相談・苦情の申出は、書面または口頭で行うものとする。

(プライバシーの保護)

第9条 相談窓口の担当者は、申出をしたスタッフ等および関係当事者のプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 当協会は、スタッフ等がハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該スタッフ等 に不利益な取扱いをしてはならない。

第4章 ハラスメントへの対応

(調査委員会の設置)

第11条 相談窓口の担当者は、ハラスメントに関する相談を受けたときは、直ちに当事者の事情聴取を含む事実関係の調査を行い、調査結果を理事長に報告しなければならない。理事長に報告する調査結果は、当事者による内容確認を行うとともに当事者のおかれた状況に十分な配慮をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合、事実関係の調査及び処分の検討を行うため必要があると判断した時は、調査委員会を設置する。
- 3 調査委員会は、副理事長を委員長とし、理事及び監事により構成するものとする。

(調査委員会の調査・処理方法)

- 第12条 調査委員会は、次の各号に掲げる活動を行う。
 - (1) ハラスメントに関する相談に係る事実関係の確認に関すること。
 - (2) ハラスメントに関する相談に係る問題への対応に関すること。
- (3) 当協会への指導並びに行為者への指導及び注意、相談者への指導、助言及び具体的対応の説明の要請に関すること。
- (4) 調査対策委員会の活動報告及び当該行為に対する意見作成に関すること。
- 第13条 調査委員会は、前条の活動に当たり、以下の事項に留意しなければならない。
 - (1) 事実調査を迅速に行うとともに、当事者の名誉や人権などを不当に侵害しない様慎重かつ相応の配慮をもって行うこと。
 - (2) 当事者への事情聴取に際し、当事者双方の主張に真摯に耳を傾け、充分な説明・弁明の機会を与えること。
 - (3) 調査事実を記録して保存すること。
 - (4) 調査事実等の情報管理を徹底し、情報が漏洩しないように細心の注意を払うこと。
 - (5) 調査委員会は、調査結果に基づき、当該行為に対する調査委員会の意見を作成し、理事長に答申する。 (調査への協力)
- 第14条 スタッフ等は、理事長、調査委員会及び相談担当者から調査への協力を求められた場合にはこれに誠意を 持って協力するものとする。

(事実認定)

第 15条 ハラスメントの最終的な事実認定は、相談担当者又は調査委員会からの報告をもとに理事会で行う。 (処分)

第 16条 当協会は、ハラスメント行為が認められたスタッフ等に対し、定款等に基づいて処分を行う。

(指導・啓発)

第 17条 当協会は、スタッフ等によるハラスメント行為が起きないよう、スタッフ等の指導・啓発に努めなければならない。

(再発の防止)

第 18条 当協会は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。 (その他)

第19条 理事長、副理事長、理事、監事が被害者または加害者(以下「当事者という」)の場合、本規程に係る行為 (報告受理、相談窓口、調査委員会など)を行うことはできない。その代理者は、当事者を除く理事及び監事にお いて選任する。

附則

本規程は、2025年2月1日より施行する